

令和 8 年 9 月 3 日招集

令和 8 年第 4 回釧路市議会

9 月 定 例 会 議 案

釧 路 市

9 月 定 例 市 議 会 議 案 件 名

議 案 番 号	件 名	
議案第 7 3 号	令和 8 年度釧路市一般会計補正予算……………	5
議案第 7 4 号	令和 8 年度釧路市介護保険特別会計補正予算……………	27
議案第 7 5 号	令和 8 年度釧路市動物園事業特別会計補正予算……………	33
議案第 7 6 号	令和 8 年度釧路市病院事業会計補正予算……………	39
議案第 7 7 号	釧路市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例…	43
議案第 7 8 号	釧路市交通安全対策会議条例を廃止する条例……………	45
議案第 7 9 号	釧路市湿原展望台条例の一部を改正する条例……………	47
議案第 8 0 号	釧路市道路占用料条例の一部を改正する条例……………	51
議案第 8 1 号	釧路市河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………	55
議案第 8 2 号	釧路市景観条例の一部を改正する条例……………	57
議案第 8 3 号	訴えの提起の件……………	59
議案第 8 4 号	市道路線の認定の件……………	61
議案第 8 5 号	工事請負契約の締結に関する件（令和 8 年度堀川団地 C 棟公営住宅建築 主体工事）……………	63
議案第 8 6 号	工事請負契約の締結に関する件（令和 8 年度堀川団地 C 棟公営住宅管設 備工事）……………	67
議案第 8 7 号	工事請負契約の締結に関する件（音別町津波避難タワー整備事業建築主 体工事）……………	69
議案第 8 8 号	工事請負契約の締結に関する件（大楽毛津波避難タワー整備事業建築主 体工事）……………	75
議案第 8 9 号	釧路市湿原展望台の指定管理者の指定の件……………	81
議案第 9 0 号	釧路市音別地域交流拠点施設の指定管理者の指定の件……………	83
議案第 9 1 号	生涯学習部の所管する公の施設の指定管理者の指定の件……………	85
議案第 9 2 号	令和 7 年度釧路市各会計決算認定の件……………	87
議案第 9 3 号	令和 7 年度釧路市病院事業会計決算認定の件……………	89
議案第 9 4 号	令和 7 年度釧路市水道事業会計決算認定の件……………	91
議案第 9 5 号	令和 7 年度釧路市工業用水道事業会計決算認定の件……………	93
議案第 9 6 号	令和 7 年度釧路市下水道事業会計決算認定の件……………	95
議案第 9 7 号	令和 7 年度釧路市公設地方卸売市場事業会計決算認定の件……………	97

議案第 98 号	令和 7 年度釧路市港湾整備事業会計決算認定の件……………	99
議案第 99 号	教育長の任命について同意を求める件……………	101
議案第100号	教育委員会委員の任命について同意を求める件……………	103
議案第101号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件……………	105

議案第 73 号

令和 8 年度釧路市一般会計補正予算

令和 8 年度釧路市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,697,926 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 111,891,728 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の追加）

第 2 条 予算第 4 条を第 5 条とし、第 3 条中「第 3 表」を「第 4 表」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条中「第 2 表」を「第 3 表」に改め、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

2 予算第 3 表を第 4 表とし、第 2 表を第 3 表とし、第 1 表の次に次の 1 表を加える。

第 2 表 繰越明許費 （別 紙）

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 9 月 3 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14 国庫支出金		25,814,692	4,400	25,819,092
	2 国庫補助金	4,881,411	4,400	4,885,811
15 道支出金		7,355,907	5,625	7,361,532
	2 道補助金	1,397,466	5,625	1,403,091
17 寄附金		2,835,312	2,474	2,837,786
	1 寄附金	2,835,312	2,474	2,837,786
18 繰入金		4,056,709	1,595,925	5,652,634
	2 基金繰入金	4,039,014	1,595,925	5,634,939
19 繰越金		1	49,502	49,503
	1 繰越金	1	49,502	49,503
20 諸収入		4,890,560	40,000	4,930,560
	5 雑入	741,974	40,000	781,974
歳入合計		110,193,802	1,697,926	111,891,728

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		9,567,755	1,603,161	11,170,916
	1 総務管理費	9,314,019	1,603,161	10,917,180
3 民生費		39,150,076	300	39,150,376
	1 社会福祉費	9,249,328	300	9,249,628
4 衛生費		4,067,176	36,853	4,104,029
	1 保健衛生費	1,471,074	174	1,471,248
	2 清掃費	2,596,102	36,679	2,632,781
6 農林水産業費		1,282,841	5,625	1,288,466
	1 農業費	654,503	5,625	660,128
7 商工費		5,233,738	47,767	5,281,505
	1 商工費	5,233,738	47,767	5,281,505
9 港湾費		1,515,211	2,220	1,517,431
	1 港湾費	1,515,211	2,220	1,517,431
11 教育費		7,742,588	2,000	7,744,588
	6 社会教育費	1,266,751	2,000	1,268,751
歳出合計		110,193,802	1,697,926	111,891,728

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	二 地域居住等促進事業	千円 193,000

第3表 債務負担行為補正

区分	事項	期間	限度額
追加	施設管理運営委託費	令和9年度から令和11年度まで	千円 必要とする当該年度の予算で措置する額
		令和9年度から令和13年度まで	必要とする当該年度の予算で措置する額
	広報くしろ等制作業務委託費	令和9年度から令和11年度まで	必要とする当該年度の予算で措置する額

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
14 国 庫 支 出 金	25,814,692	4,400	25,819,092
15 道 支 出 金	7,355,907	5,625	7,361,532
17 寄 附 金	2,835,312	2,474	2,837,786
18 繰 入 金	4,056,709	1,595,925	5,652,634
19 繰 越 金	1	49,502	49,503
20 諸 収 入	4,890,560	40,000	4,930,560
歳 入 合 計	110,193,802	1,697,926	111,891,728

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国道支出金	市 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総 務 費	9,567,755	1,603,161	11,170,916	4,400	0	234,160	1,364,601
3 民 生 費	39,150,076	300	39,150,376	0	0	300	0
4 衛 生 費	4,067,176	36,853	4,104,029	0	0	174	36,679
6 農林水産業費	1,282,841	5,625	1,288,466	5,625	0	0	0
7 商 工 費	5,233,738	47,767	5,281,505	0	0	0	47,767
9 港 湾 費	1,515,211	2,220	1,517,431	0	0	2,220	0
11 教 育 費	7,742,588	2,000	7,744,588	0	0	2,000	0
歳 出 合 計	110,193,802	1,697,926	111,891,728	10,025	0	238,854	1,449,047

2. 歳入

(単位 : 千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
14 国庫支出金	25,814,692	4,400	25,819,092			
2 国庫補助金	4,881,411	4,400	4,885,811			
1 総務費補助金	749,074	4,400	753,474	1 総務管理費補助金	4,400	自治体情報システム標準化事業費 (率 10/10)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
15 道支出金						
2 道補助金	7,355,907	5,625	7,361,532			
5 農林水産業費補助金	1,397,466	5,625	1,403,091			
	257,134	5,625	262,759	1 農業費補助金	5,625	経営発展支援事業費 (率 10 / 10)
						5,625

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
17 寄附金						
1 寄附金	2,835,312	2,474	2,837,786			
4 教育費寄附金	2,835,312	2,474	2,837,786			
	2,000	2,000	4,000	2 社会教育費寄附金	2,000	こども遊学館管理運営費 2,000
6 民生費寄附金	100	300	400	1 社会福祉費寄附金	300	福祉基金積立金 300
9 衛生費寄附金	0	174	174	1 保健衛生費寄附金	174	地域振興基金積立金 174

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
18 繰入金						
2 基金繰入金	4,056,709	1,595,925	5,652,634			
1 財政調整基金繰入金	4,039,014	1,595,925	5,634,939			
	3,116,563	1,399,545	4,516,108	1 財政調整基金繰入金	1,399,545	財政調整基金繰入金 1,399,545
3 地域振興基金繰入金	261,556	194,160	455,716	1 地域振興基金繰入金	194,160	地域振興基金繰入金 194,160
10 宿泊税基金繰入金	142,021	2,220	144,241	1 宿泊税基金繰入金	2,220	宿泊税基金繰入金 2,220

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
19 繰越金						
1 繰越金	1	49,502	49,503			
	1	49,502	49,503			
1 繰越金	1	49,502	49,503	1 繰越金	49,502	前年度繰越金 49,502

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
20 諸収入	4,890,560	40,000	4,930,560			
5 雑入	741,974	40,000	781,974			
6 雑入	618,282	40,000	658,282	2 雑入	40,000	農業者統合支援システム整備事業補助金返還金 40,000
歳 入 合 計	110,193,802	1,697,926	111,891,728			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 総務費	9,567,755	1,603,161	11,170,916	特定財源 238,560 一般財源 1,364,601			
1 総務管理費	9,314,019	1,603,161	10,917,180	特定財源 238,560 一般財源 1,364,601			
1 一般管理費	2,112,605	4,400	2,117,005	特定財源 4,400 〔内訳〕 国庫支出金 4,400	12 委託料	4,400	自治体情報システム標準化事業費 4,400
5 企画振興費	3,719,554	359,761	4,079,315	特定財源 194,160 〔内訳〕 繰入金 194,160	1 報酬 8 旅費 12 委託料 13 使用料及び 賃借料 18 負担金補助 及び交付金	30 174 946 10 358,601	企画関係業務費 1,160 公共交通活性化事業費 165,601 生活交通バス路線運行維持 165,601 対策補助金 二地域居住等促進事業費 193,000
9 諸費	88,204	1,239,000	1,327,204	特定財源 40,000 〔内訳〕 諸収入 40,000 一般財源 1,199,000	22 償還金利子 及び割引料	1,239,000	歳入過剰納返還金 1,239,000

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
	3	民生費	39,150,076	300	39,150,376	特定財源			
	1	社会福祉費	9,249,328	300	9,249,628	特定財源			
		1 総務費	453,984	300	454,284	特定財源	300 24 積立金	300	福祉基金積立金
						[内訳] 寄附金			
						300			

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
4	衛生費		4,067,176	36,853	4,104,029	特定財源 一般財源		174 36,679	
	1	保健衛生費	1,471,074	174	1,471,248	特定財源		174	
	3	環境保全費	69,361	174	69,535	特定財源	24 積立金	174	地域振興基金積立金
						[内訳] 寄附金			
	2	清掃費	2,596,102	36,679	2,632,781	一般財源		36,679	
	1	総務費	1,043,885	36,679	1,080,564	一般財源	10 需用費	36,679	ごみ処理手数料徴収事務費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
	6	農林水産業費	1,282,841	5,625	1,288,466	特定財源			
	1	農業費	654,503	5,625	660,128	特定財源			
		2 農業振興費	326,259	5,625	331,884	特定財源	18 負担金補助 及び交付金	5,625	経営発展支援事業費
						[内訳] 道支出金			5,625

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
7	商工費		5,233,738	47,767	5,281,505	一般財源		47,767	
	1	商工費	5,233,738	47,767	5,281,505	一般財源		47,767	
		1 商業振興費	3,934,434	1,490	3,935,924	一般財源	10 需用費	500	中心市街地活性化対策費
							12 委託料	990	
		3 観光費	1,093,474	46,277	1,139,751	一般財源	24 積立金	46,277	宿泊税基金積立金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
9	港湾費		1,515,211	2,220	1,517,431	特定財源			
1	港湾費		1,515,211	2,220	1,517,431	特定財源			
3	空港費		18,488	2,220	20,708	特定財源	18 負担金補助 及び交付金	2,220	2,220 釧路空港国際化推進事業費
						[内訳] 繰入金			
						2,220			

繰越明許費に関する事項

2款 総 務 費

1項 総 務 管 理 費

5目 企 画 振 興 費

事 業 名	関 係 予 算		繰 越 金 額	繰り越しの事由
	節	金 額		
二 地 域 居 住 等 促 進 事 業	8 旅 費	千円 237	千円 0	年度内完了が不可能であることから繰越事業として実施する。
	10 需 用 費	182	0	
	12 委 託 料	14,298	0	
	18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	203,628	193,000	
	計	218,345	193,000	
財 源 内 訳	道 補 助 金	500	0	
	基金繰入金	205,797	193,000	
	一 般 財 源	12,048	0	

債務負担行為に関する調書補正

区分	事項	限度額		負担額		前年度までの 年末支出現額		当該年度支出予定額		翌年度以降の支出予定額	
		期間	金額	期間	金額	千円	千円	千円	千円	左の財源内訳	
										特定財源	一般財源
追加	施設管理運営委託費	令9～令11	必要とする当 該年度の予算 で措置する額	令9～令11	必要とする当 該年度の予算 で措置する額	千円	千円	千円	千円	必要とする当 該年度の予算 で措置する額	必要とする当 該年度の予算 で措置する額
		令9～令13	必要とする当 該年度の予算 で措置する額	令9～令13	必要とする当 該年度の予算 で措置する額	千円	千円	千円	千円	必要とする当 該年度の予算 で措置する額	必要とする当 該年度の予算 で措置する額
	広報制作業務委託費	令9～令11	必要とする当 該年度の予算 で措置する額	令9～令11	必要とする当 該年度の予算 で措置する額	千円	千円	千円	千円	雑入 必要とする 当該年度の 予算で措置 する額	必要とする当 該年度の予算 で措置する額

議案第 7 4 号

令和 8 年度釧路市介護保険特別会計補正予算

令和 8 年度釧路市の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 6 7 , 9 8 0 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 8 , 4 3 1 , 6 3 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 3 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

第1表 歳入歳出予算補正

(保険事業勘定)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 介護保険収入		18,263,659	167,980	18,431,639
	2 国庫支出金	4,486,073	14,803	4,500,876
	6 繰入金	3,438,767	153,177	3,591,944
歳入合計		18,263,659	167,980	18,431,639

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 介護保険費		18,263,659	167,980	18,431,639
	1 総務費	518,605	14,803	533,408
	5 諸支出金	27,895	153,177	181,072
歳出合計		18,263,659	167,980	18,431,639

歳入歳出補正予算事項別明細書

(保険事業勘定)

1 総 括

(歳 入)

項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 国 庫 支 出 金	4,486,073	14,803	4,500,876
6 繰 入 金	3,438,767	153,177	3,591,944
歳 入 合 計	18,263,659	167,980	18,431,639

(歳 出)

項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				国道支出金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総 務 費	518,605	14,803	533,408	14,803	0	0	0
5 諸 支 出 金	27,895	153,177	181,072	0	0	153,177	0
歳 出 合 計	18,263,659	167,980	18,431,639	14,803	0	153,177	0

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護保険収入	18,263,659	167,980	18,431,639			
2 国庫支出金	4,486,073	14,803	4,500,876			
2 国庫補助金	1,435,045	14,803	1,449,848	5 介護保険事業 補助金	14,803	地域密着型サービス拠点等整備費補助金（率1 0／10）
6 繰入金	3,438,767	153,177	3,591,944			14,803
2 基金繰入金	490,200	153,177	643,377	1 介護給付費準備 基金繰入金	153,177	介護給付費準備基金繰入金
						153,177
歳 入 合 計	18,263,659	167,980	18,431,639			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護保険費	18,263,659	167,980	18,431,639	特定財源			
1 総務費	518,605	14,803	533,408	特定財源			
1 事務費	509,391	14,803	524,194	特定財源	18 負担金補助及び交付金	14,803	地域密着型サービス拠点等整備費 14,803 補助金
				[内訳] 国庫支出金			
5 諸支出金	27,895	153,177	181,072	特定財源			
1 諸費	10,200	153,177	163,377	特定財源	22 償還金利子及び割引料	153,177	保険料等過額納返還金 153,177
				[内訳] 繰入金			
				153,177			
歳出合計	18,263,659	167,980	18,431,639	特定財源			

議案第 7 5 号

令和 8 年度釧路市動物園事業特別会計補正予算

令和 8 年度釧路市の動物園事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,953 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 450,946 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 3 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 動物園事業収入		千円 448,993	千円 1,953	千円 450,946
	4 寄附金	13	1,953	1,966
歳入合計		448,993	1,953	450,946

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 動物園事業費		千円 448,993	千円 1,953	千円 450,946
	1 事業費	432,913	1,953	434,866
歳出合計		448,993	1,953	450,946

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 寄 附 金	千円 13	千円 1,953	千円 1,966
歳 入 合 計	448,993	1,953	450,946

(歳 出)

項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				国道支出金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 事 業 費	千円 432,913	千円 1,953	千円 434,866	千円 0	千円 0	千円 1,953	千円 0
歳 出 合 計	448,993	1,953	450,946	0	0	1,953	0

2. 歳入

(単位 : 千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 動物園事業収入	448,993	1,953	450,946			
4 寄附金	13	1,953	1,966			
1 寄附金	13	1,953	1,966	1 動物園事業寄附金	1,953	動物園整備基金積立金
						1,953
歳 入 合 計	448,993	1,953	450,946			

3. 歳出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
1	動物園事業費		448,993	1,953	450,946	特定財源			
		1 事業費	432,913	1,953	434,866	特定財源			
		1 管理費	432,913	1,953	434,866	特定財源	24 積立金	1,953	動物園整備基金積立金
						[内訳] 寄附金			
						1,953			
歳出合計			448,993	1,953	450,946	特定財源			
						1,953			

議案第 7 6 号

令和 8 年度釧路市病院事業会計補正予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度釧路市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 令和 8 年度釧路市病院事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

区 分	事 項	期 間	限 度 額
追 加	患者給食業務委託費	令和 9 年度から 令和 11 年度まで	637,560 千円に必要な とする当該年度の予 算で措置する給食材 料費を加えた額

令和 8 年 9 月 3 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書 補 正

区分	事 項	限 度 額	負 担 額	前 年 度 支 出 金 額		当 該 年 度 支 出 金 額		左 の 財 源 内 訳				左 の 財 源 内 訳			
				期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	道 補 助 金	高 等 学 院 収 益	医 業 収 益	企 業 債	道 補 助 金	高 等 学 院 収 益	医 業 収 益
追 加	患者給食業務委託費	千円 637,560千円に必要とする当該年度の予算で措置する給食材料費を加えた額	千円 637,560千円に必要とする当該年度の予算で措置する給食材料費を加えた額	—	千円 —	—	千円 —	—	—	千円 —	千円 —	千円 0	千円 0	千円 0	千円 637,560千円に必要とする当該年度の予算で措置する給食材料費を加えた額
補 正 前	合 計	千円 9,327,000	千円 9,246,032	—	千円 2,072,656		千円 1,433,577	100,000	362,414	2,072	969,091	4,400,000	723,512	4,143	千円 1,006,348
補 正 後		千円 9,964,560	千円 9,883,592												千円 1,643,908

議案第 7 7 号

釧路市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

釧路市農業委員会の委員の定数等に関する条例（平成 2 9 年釧路市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「2 1 人」を「1 8 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、令和 9 年 4 月 3 0 日後に任命される農業委員の定数について適用する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

釧路市農業委員会の委員定数について見直したく、本案を提出するものである。

議案第 78 号

釧路市交通安全対策会議条例を廃止する条例

釧路市交通安全対策会議条例（平成 17 年釧路市条例第 144 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

釧路市交通安全対策会議を廃止いたしたく、本案を提出するものである。

議案第 79 号

釧路市湿原展望台条例の一部を改正する条例

釧路市湿原展望台条例（平成 17 年釧路市条例第 159 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第 4 条 市長は、次に掲げる展望台の管理に関する業務を行わせるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定するものとする。

- （1）前条に規定する事業の実施に関する業務
- （2）展望台の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務
- （3）展望台の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （4）その他市長が定める業務

第 8 条を第 13 条とし、第 7 条を第 11 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（市による管理）

第 12 条 第 6 条から第 10 条まで（第 6 条第 3 項並びに第 7 条第 2 項及び第 3 項を除く。）及び別表の規定は、指定管理者に代わって、市が展望台の管理を行う場合について準用する。この場合において、第 6 条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第 1 項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市」と、同条第 2 項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 7 条の見出し中「設定基準等」とあるのは「額」と、同条第 1 項中「あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が」とあるのは「規則で」と、第 8 条及び第 9 条ただし書

中「指定管理者は、規則で定めるところにより」とあるのは「市長は、特に必要があると認めたときは」と、第10条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表中「入館料設定基準」とあるのは「入館料」と読み替えるものとする。

第6条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

第5条ただし書を次のように改め、同条を第9条とする。

ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

第4条の次に次の4条を加える。

（指定管理者が行う管理の基準）

第5条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、展望台の管理を行わなければならない。

（利用料金の納入等）

第6条 展望台の展望館（ロビー、資料展示室、展望室等をいう。）に入館しようとする者は、入館に伴う利用料金（以下「入館料」という。）を指定管理者に納入しなければならない。

2 入館料は、入館するときに納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 入館料は、指定管理者の収入とする。

（入館料の設定基準等）

第7条 入館料は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

2 指定管理者は、入館料の額について変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

3 市長は、前2項の規定により承認したときは、その内容について速やかに告示するものとする。

（入館料の減免）

第8条 指定管理者は、規則で定めるところにより、入館料を減額し、又は

免除することができる。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

入館料設定基準

区 分	金 額（ 1 人）	
	入館料 （ 1 人 1 回）	通年入館料 （ 1 人 1 年間）
一 般、大 学 生	4 8 0 円	8 6 0 円
高 校 生	2 5 0 円	4 9 0 円
小学生、中学生	1 2 0 円	2 4 0 円

備考

1 団体の入館料は、この表の規定による入館料の額を基礎として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を割り引いて算定するものとする。

(1) 15人以上200人未満 1割

(2) 200人以上300人未満 1割5分

(3) 300人以上 2割

2 前項の規定は、通年入館料には適用しない。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

令和8年9月3日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

釧路市湿原展望台における利用料金制の導入に伴い、所要の改正及び規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 80 号

釧路市道路占用料条例の一部を改正する条例

釧路市道路占用料条例（平成 17 年釧路市条例第 198 号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

次のよう（別 記）

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

国道に係る占用料との均衡を勘案し、市道に係る占用料の額を改定いたしたく、本案を提出するものである。

(別 記)

別表 (第 2 条関係)

区分	占用物件		単位	期間	占用料 (円)
法第 3 2 条 第 1 項第 1 号に掲げる 工作物	第 1 種電柱		1 本	年	570
	第 2 種電柱				880
	第 3 種電柱				1,200
	第 1 種電話柱				510
	第 2 種電話柱				820
	第 3 種電話柱				1,100
	その他の柱類				51
	共架電線その他上空に設ける線類		1 メートル		5
	地下に設ける電線その他の線類				3
	路上に設ける変圧器		1 個		500
	地下に設ける変圧器		占用面積 1 平方メートル		310
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所		1 個		1,000
	郵便差出箱及び信書便差出箱				430
	工作物等に添加する携帯電話等の小 型の無線基地局				300
	広告塔		表示面積 1 平方メートル		900
	その他のもの		占用面積 1 平方メートル		1,000
法第 3 2 条 第 1 項第 2 号に掲げる 物件	地下埋設 物	外径0.07メートル未満の もの	1 メートル	22	
		外径0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの		31	
		外径0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの		46	
		外径0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの		61	
		外径0.2メートル以上0.3 メートル未満のもの		92	

		外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120
		外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			220
		外径0.7メートル以上1メートル未満のもの			310
		外径1メートル以上のもの			610
法第32条第1項第4号に掲げる施設	日よけ、雨よけ、雪よけ		占用面積1平方メートル		1,000
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路				450
	地下に設ける通路				270
	その他のもの				1,000
法第32条第1項第6号に掲げる施設	露店等	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		日	9
		その他のもの		月	90
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）	看板（電柱、電話柱等に加された広告に限る。）	巻付広告	表示面積1平方メートル	年	315
		その他のもの			
第7条第1号に掲げる物件	標識	バス停留所標識	1本		410
		その他のもの			820
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル	月	90
その他の工作物、物件又は施設			市長がその都度定める。		

議案第 8 1 号

釧路市河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

釧路市河川流水占用料等徴収条例（平成 1 7 年釧路市条例第 2 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号の表鉦工業用水の項中「4 1， 5 8 0 円」を「4 5， 3 2 0 円」に改め、同表汽かん冷却用水の項中「7， 8 1 0 円」を「8， 4 7 0 円」に改め、同表農産物加工用水の項中「3， 8 5 0 円」を「4， 1 8 0 円」に改め、同表魚族養殖用水の項中「1 1， 5 5 0 円」を「1 2， 5 4 0 円」に改め、同表その他の用水の項中「7， 8 1 0 円」を「8， 4 7 0 円」に改める。

別表第 2 号の表第 1 種電柱の項から管（外径が 0． 4 m 未満のものに限る。）の埋設の項までを次のように改める。

第 1 種電柱		1 本	5 7 0 円	6 2 7 円
第 2 種電柱			8 8 0 円	9 6 8 円
第 3 種電柱			1 , 2 0 0 円	1 , 3 2 0 円
第 1 種電話柱			5 1 0 円	5 6 1 円
第 2 種電話柱			8 2 0 円	9 0 2 円
第 3 種電話柱			1 , 1 0 0 円	1 , 2 1 0 円
その他の柱類			5 1 円	5 6 . 1 円
共架電線その他上空に設ける線類		1 メートル	5 円	5 . 5 円
鉄塔		1 基	1 , 0 0 0 円	1 , 1 0 0 円
管（外径が 0 . 4 m 未満のものに限る。）の埋設	0 . 0 7 m未満	1 メートル	2 2 円	2 4 . 2 円
	0 . 0 7 m以上		3 1 円	3 4 . 1 円
	0 . 1 m未満			
	0 . 1 m以上		4 6 円	5 0 . 6 円
	0 . 1 5 m未満			
	0 . 1 5 m以上		6 1 円	6 7 . 1 円
	0 . 2 m未満			
	0 . 2 m以上	1 メートル	9 2 円	1 0 1 . 2 円
	0 . 3 m未満			

	0. 3m以上		1 2 0 円	1 3 2 円
--	---------	--	---------	---------

別表第3号の表土砂の項から転石の項までを次のように改める。

土砂	1 立方メートル	1 5 4 円	客土用又は盛土用土砂で砂利の入らないもの
砂		1 8 7 円	直径0. 5センチメートル未満のもの
切込砂利			直径0. 5センチメートル以上8センチメートル未満のもので土砂交じりのもの
砂利			直径0. 5センチメートル以上8センチメートル未満のもので土砂を含まないもの
栗石			直径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの
玉石		2 5 3 円	直径15センチメートル以上30センチメートル未満のもの
転石		1 , 0 5 6 円	直径30センチメートル以上のもの

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

令和8年9月3日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

北海道の一級河川及び二級河川に係る流水占用料等との均衡を勘案し、準用河川及び普通河川に係る流水占用料等の額を改定いたしたく、本案を提出するものである。

議案第 8 2 号

釧路市景観条例の一部を改正する条例

釧路市景観条例（平成 2 1 年釧路市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 1 項及び第 2 項中「第 1 6 条第 7 項第 1 1 号」を「第 1 6 条第 8 項第 1 2 号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）の施行の日から施行する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

景観法の一部改正に伴い、法の引用条項について規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 8 3 号

訴 え の 提 起 の 件

市は、次のとおり市営住宅の明渡し及び市営住宅使用料等の支払を求める訴えを提起する。

記

1 訴えの提起をする相手方

別 添

2 請求の要旨

- (1) 相手方が使用している市営住宅（別添）を明け渡せ。
 - (2) 相手方が滞納している上記住宅の使用料（入居取消後にあっては使用料相当損害金）及び遅延損害金を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。
- との判決と仮執行の宣言を求める。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 市は、判決の結果必要がある場合は、上訴することができる。
- (2) 市は、本訴訟において、適当と認める条件で、相手方と和解することができる。

令和 8 年 9 月 3 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

市営住宅の使用料の長期滞納者に対し、市営住宅の明渡し及び市営住宅使用料等の支払を求める訴えを提起いたしたく、本案を提出するものである。

（参考）

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1～11号 略)

(12)普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(中略)、和解(中略)、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(以下 略)

議案第 8 4 号

市 道 路 線 の 認 定 の 件

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり市道路線を認定する。

記

路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	参 考	
				延長 (m)	幅員 (m)
1581	緑ヶ岡東7線3	緑ヶ岡4丁目32番692地先	緑ヶ岡4丁目32番693地先	94.51	8.00) 13.00

（路線の位置は、別記図面のとおり）

令和 8 年 9 月 3 日 提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

1 5 8 1 号は、市道認定要件が具備されたので地域の環境整備に資するため、認定するものである。

（参考）

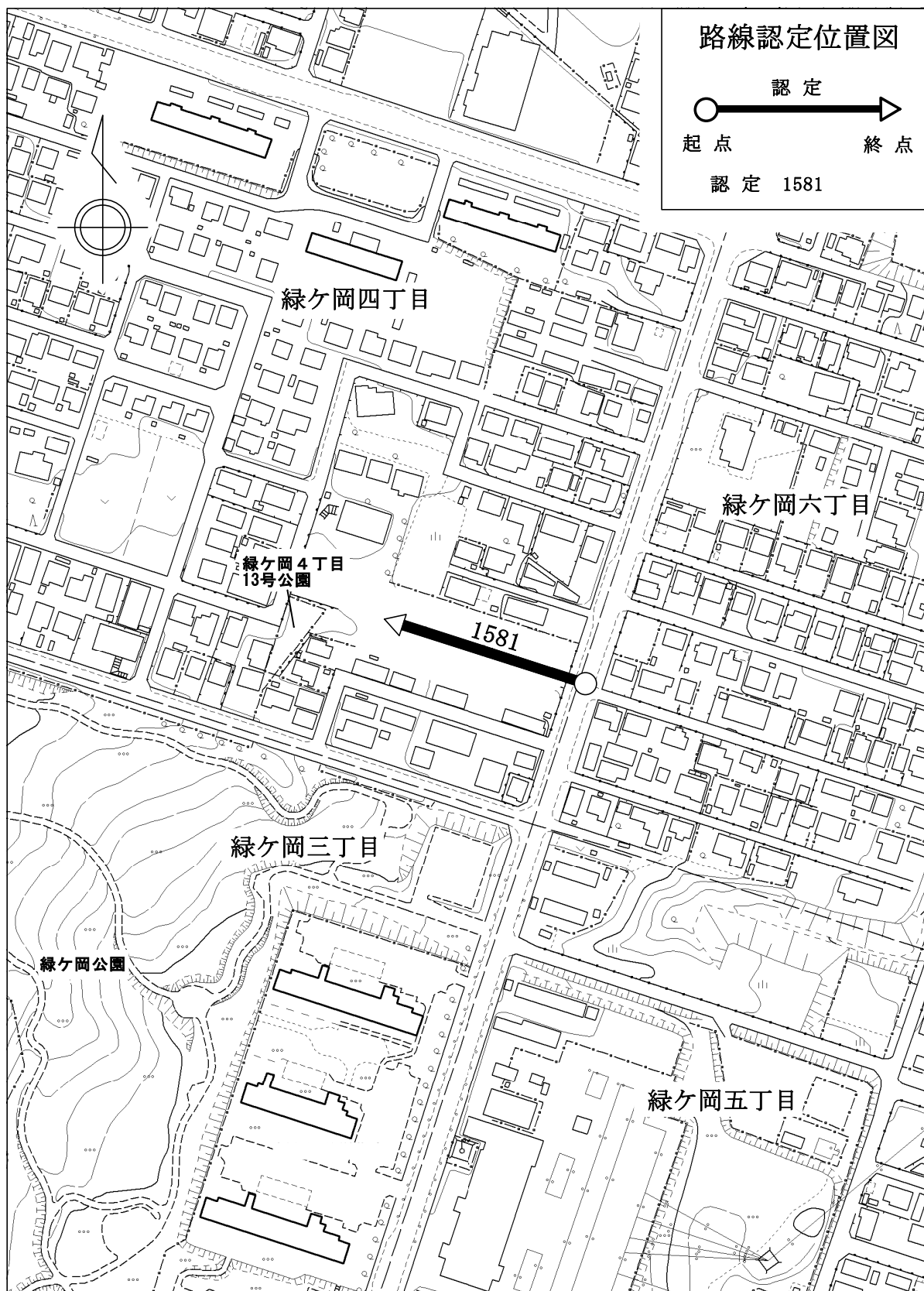
道路法 抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条 第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

（以下 略）



議案第 8 5 号

工事請負契約の締結に関する件

令和 8 年度堀川団地 C 棟公営住宅建築主体工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 令和 8 年度堀川団地 C 棟公営住宅建築主体工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 1, 2 7 6, 0 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 釧路市春採 6 丁目 1 番 5 号
宮脇・萬木・松井特定共同企業体
代表者 宮脇土建株式会社
代表取締役 濁 沼 英 一 |
| 5 | 工 期 | 契約の日から令和 1 0 年 9 月 2 9 日まで |

令和 8 年 9 月 3 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

令和 8 年度堀川団地 C 棟公営住宅建築主体工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

1 建築工事

鉄筋コンクリート造 6 階建

1 棟 3 6 戸 (3 L D K 1 2 戸、 2 L D K 2 4 戸)

建築面積 6 2 7 . 9 6 m²

延べ面積 3, 750. 32 m²

2 建築位置 釧路市堀川町2番12のうち、2番52、2番55

3 別途工事 電気設備工事、管設備工事

(参考)

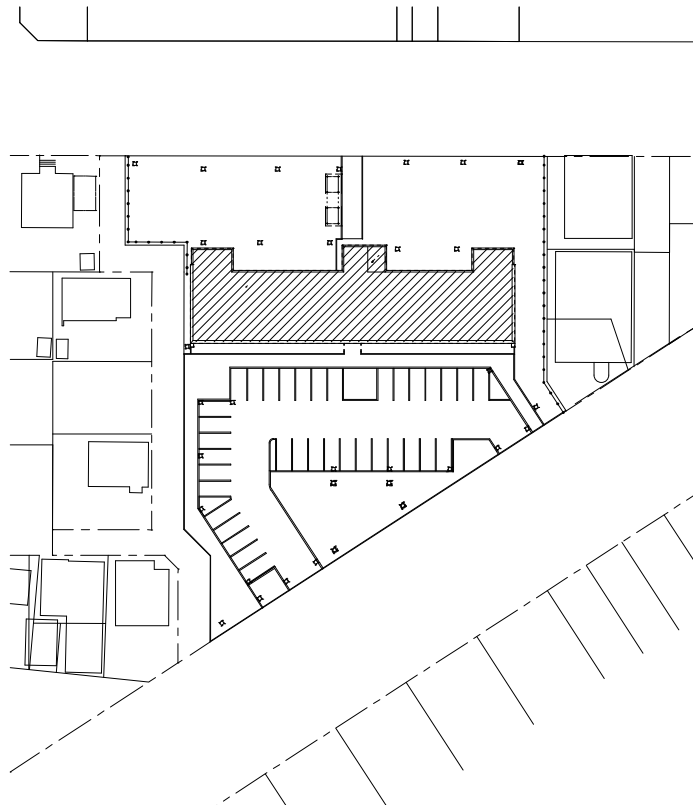
議会の議決に付すべき契約に関する条例抜粋

(議会の議決)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5, 000万円以上の工事又は製造の請負とする。

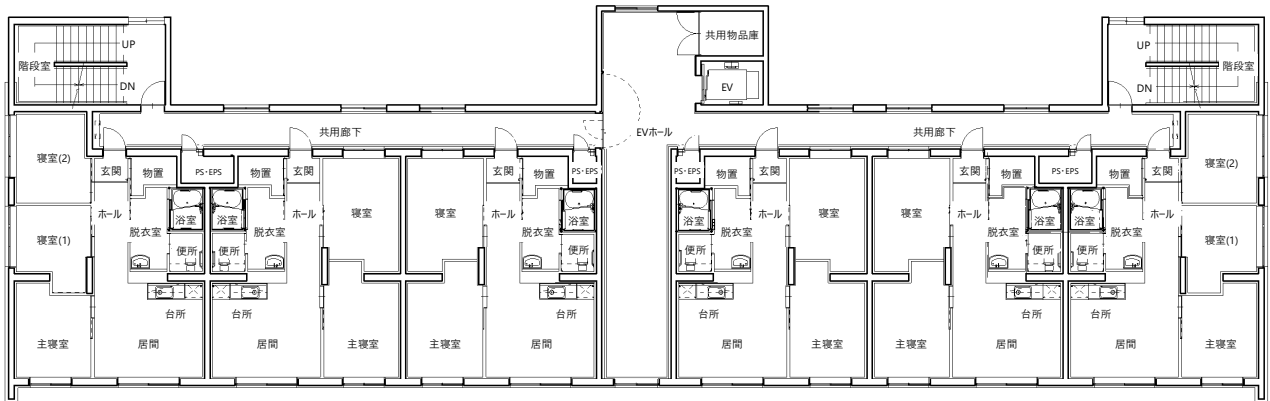


付近見取図

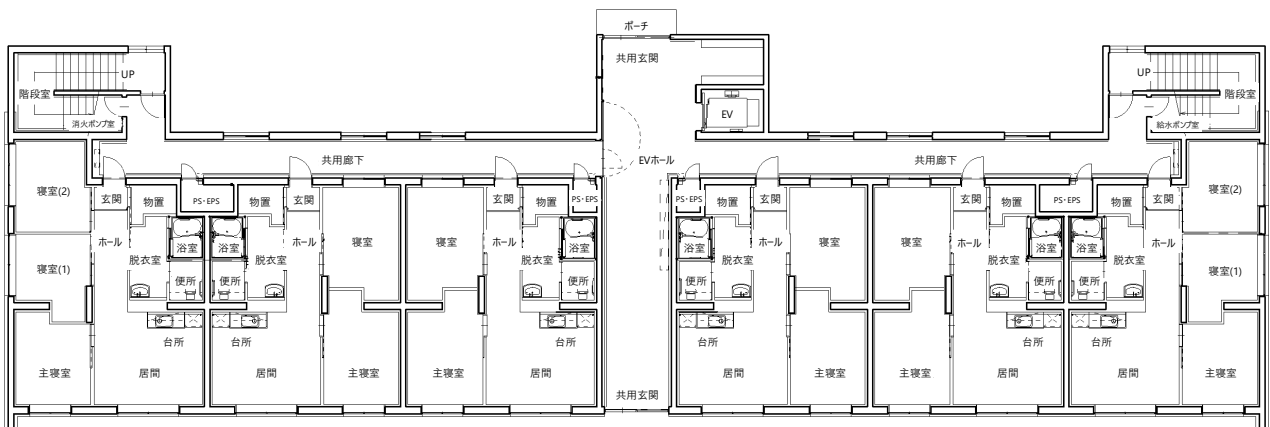


配置図

令和8年度堀川団地C棟公営住宅建築主体工事



2～6階平面図



1階平面図

令和8年度堀川団地C棟公営住宅建築主体工事

議案第 86 号

工事請負契約の締結に関する件

令和 8 年度堀川団地 C 棟公営住宅管設備工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 契 約 の 目 的 | 令和 8 年度堀川団地 C 棟公営住宅管設備工事 |
| 2 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 1 6 2 , 8 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 釧路市入江町 7 番 2 7 号
総合・瑞相特定共同企業体
代表者 総合設備株式会社
代表取締役 鳥 谷 部 聡 |
| 5 工 期 | 契約の日から令和 1 0 年 9 月 2 9 日まで |

令和 8 年 9 月 3 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

令和 8 年度堀川団地 C 棟公営住宅管設備工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 給水設備工事 | 一式 |
| (2) 排水設備工事 | 一式 |
| (3) 給湯設備工事 | 一式 |
| (4) 衛生器具設備工事 | 一式 |

(5) ガス設備工事	一式
(6) 消火設備工事	一式
(7) 給油設備工事	一式
(8) 換気設備工事	一式

議案第 87 号

工事請負契約の締結に関する件

音別町津波避難タワー整備事業建築主体工事に關し、次により請負契約を締結する。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 音別町津波避難タワー整備事業建築主体工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 1,041,700,000円 |
| 4 契約の相手方 | 釧路市住之江町12番17号
村井・坂野・西興特定共同企業体
代表者 村井建設株式会社
代表取締役 村 井 剛 大 |
| 5 工 期 | 契約の日から令和10年3月14日まで |

令和8年9月3日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

音別町津波避難タワー整備事業建築主体工事に關し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

1 建築工事

鉄骨造3階建

延べ面積 1,697.73㎡

1階床面積 137.93㎡

2 階床面積 7 5 3 . 2 0 m²

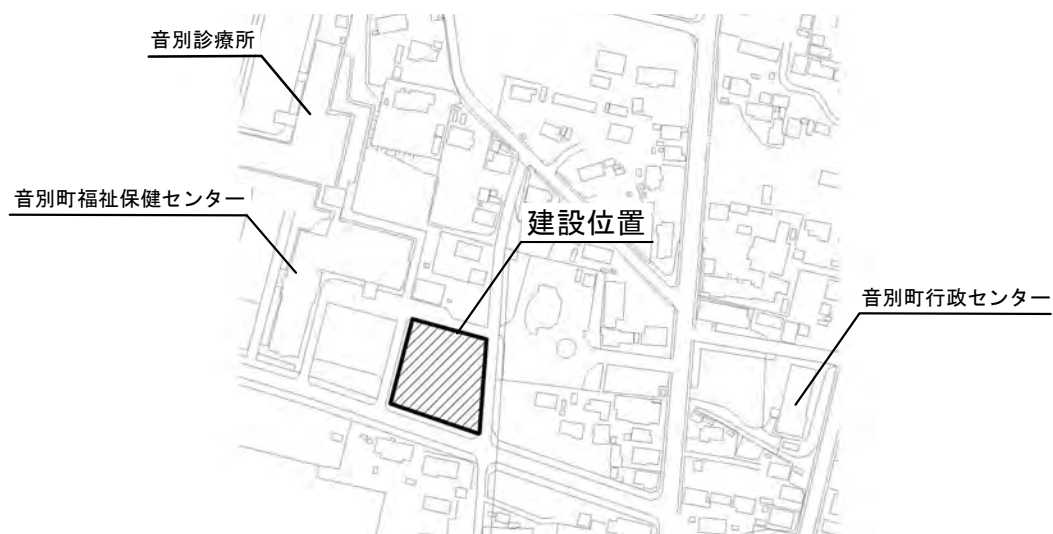
3 階床面積 7 5 8 . 4 0 m²

R 階床面積 4 8 . 2 0 m²

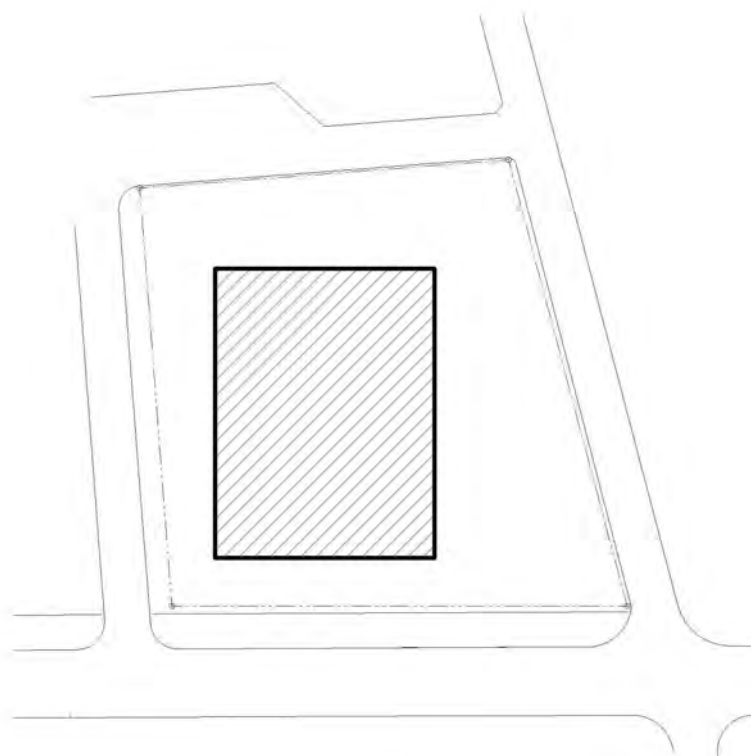
ピロティ、灯油タンク置場、避難室（２）、小避難室（４）、ホール
（２）、多目的ブース（４）、更衣室（８）、ユーティリティ（４）、
物置（４）、ゴミ庫（４）、発電機置場

2 建築位置 釧路市音別町中園 2 丁目 1 1 9 番 1 のうち

3 別途工事 電気設備工事

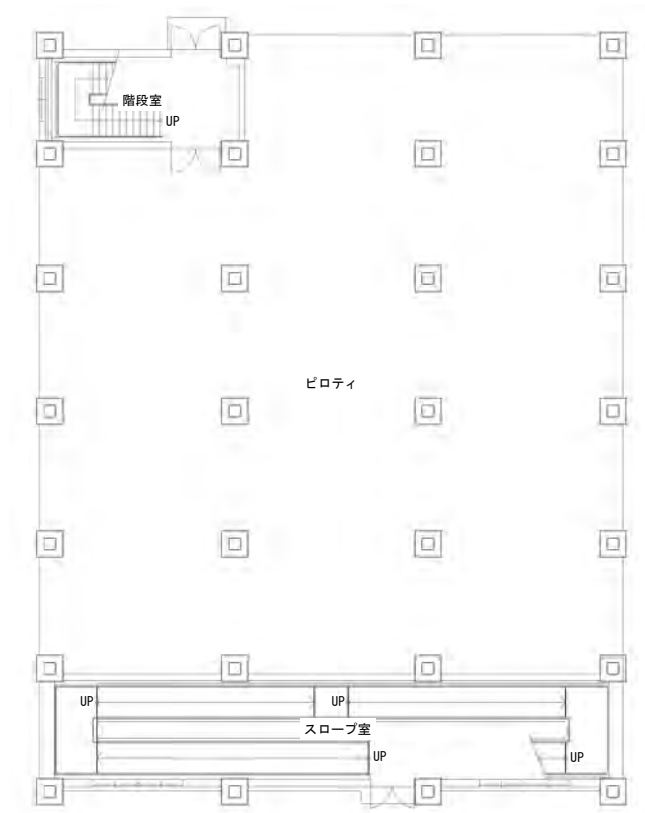


付近見取図

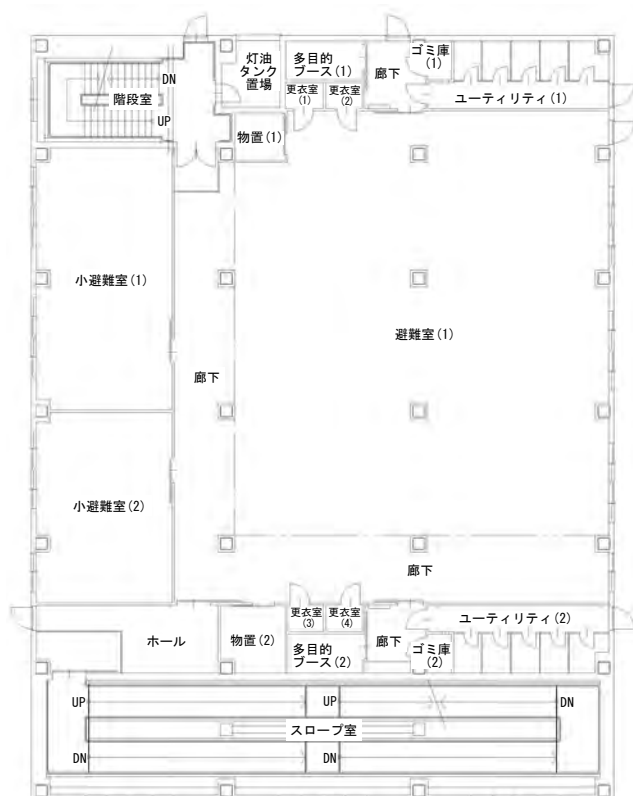


配置図

音別町津波避難タワー整備事業建築主体工事

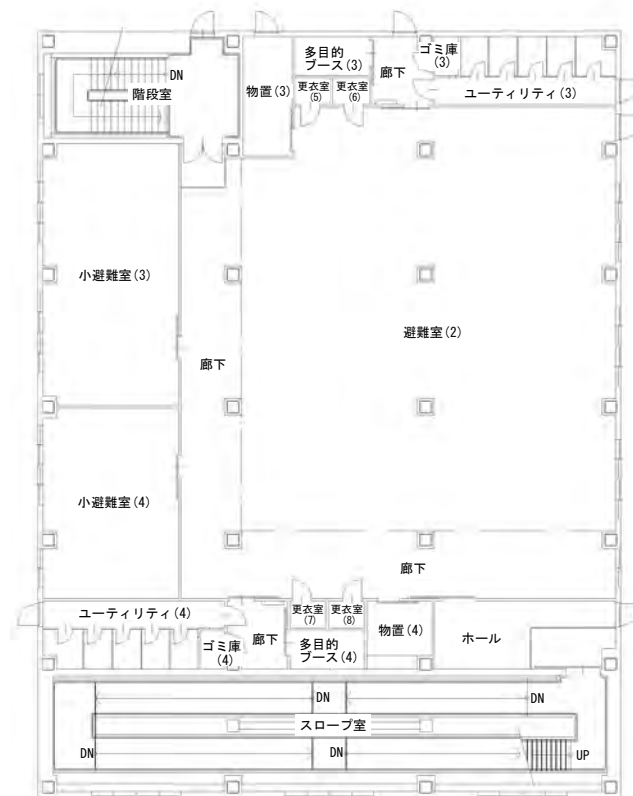


1 階平面図

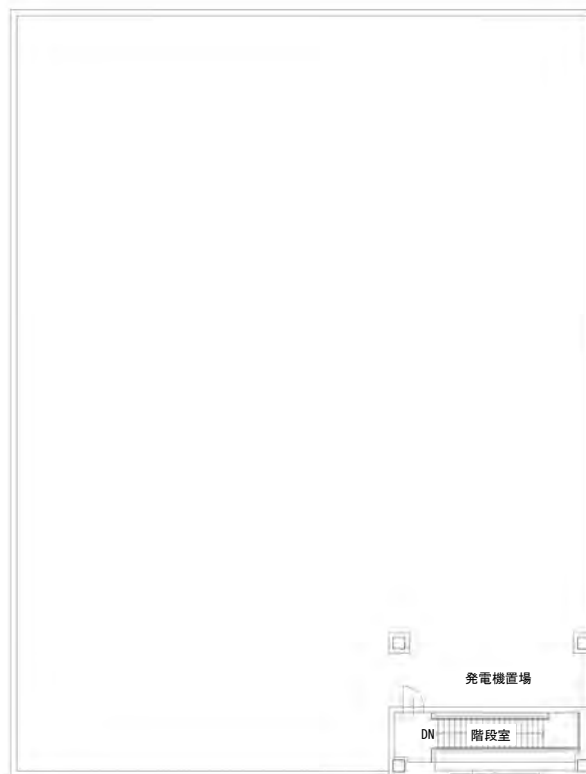


2 階平面図

音別町津波避難タワー整備事業建築主体工事



3 階平面図



R 階平面図

音別町津波避難タワー整備事業建築主体工事

議案第 88 号

工事請負契約の締結に関する件

大楽毛津波避難タワー整備事業建築主体工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 大楽毛津波避難タワー整備事業建築主体工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 644,600,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 釧路市住之江町2番7号
タカオ・向陽特定共同企業体
代表者 タカオ工業株式会社
代表取締役 池 田 優 |
| 5 | 工 期 | 契約の日から令和10年2月3日まで |

令和8年9月3日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

大楽毛津波避難タワー整備事業建築主体工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

1 建築工事

鉄骨造4階建

延べ面積 1,010.52㎡

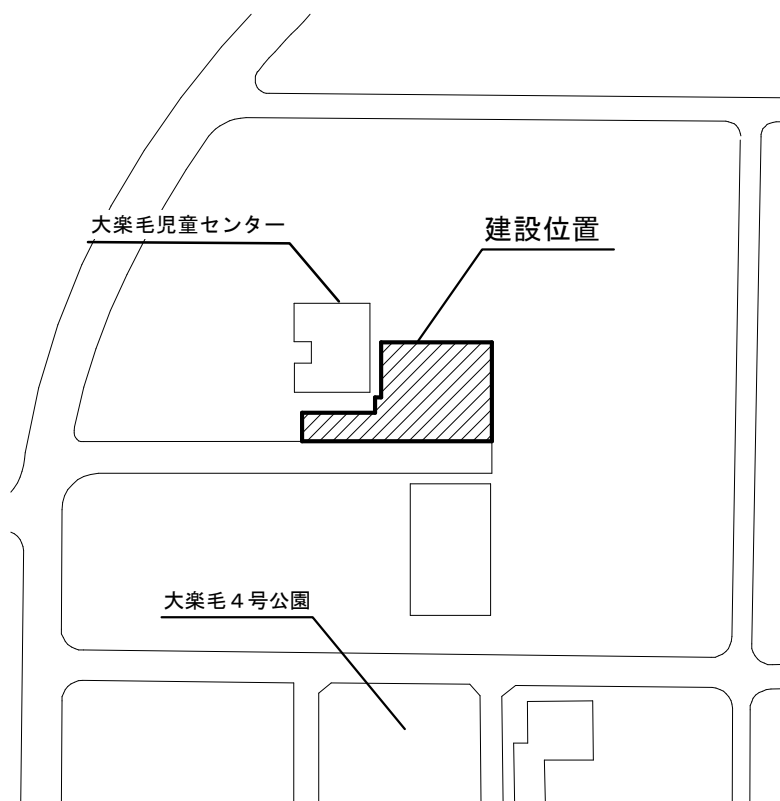
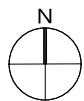
1階床面積 127.29㎡

4 階床面積 6 4 . 3 5 m²

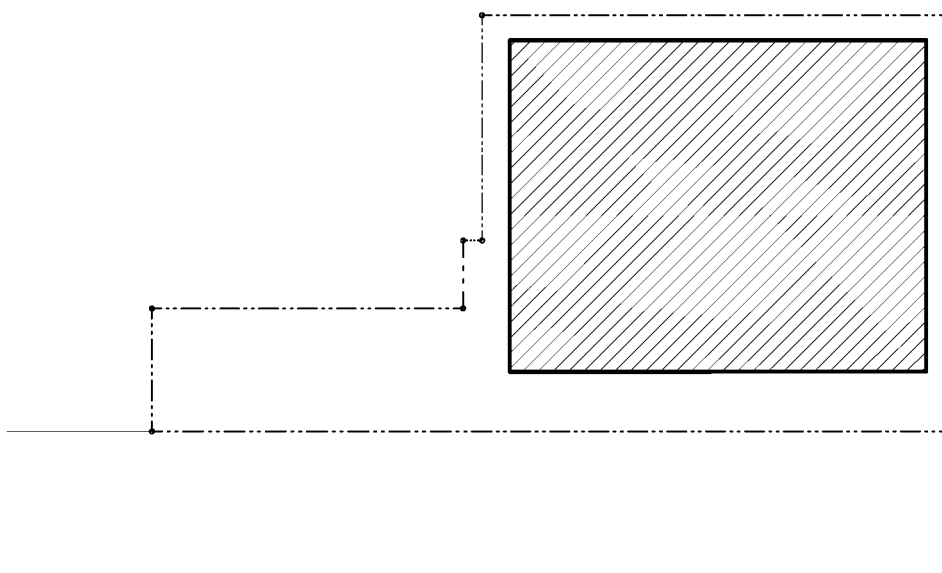
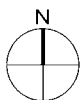
ピロティ、避難室（３）、ホール（４）、多目的ブース（２）、更衣室（４）、ユーティリティ（４）、灯油タンク置場、物置（２）、ゴミ庫（４）、発電機置場

2 建築位置 釧路市大楽毛4丁目12番8のうち、12番12、12番13

3 別途工事 電気設備工事

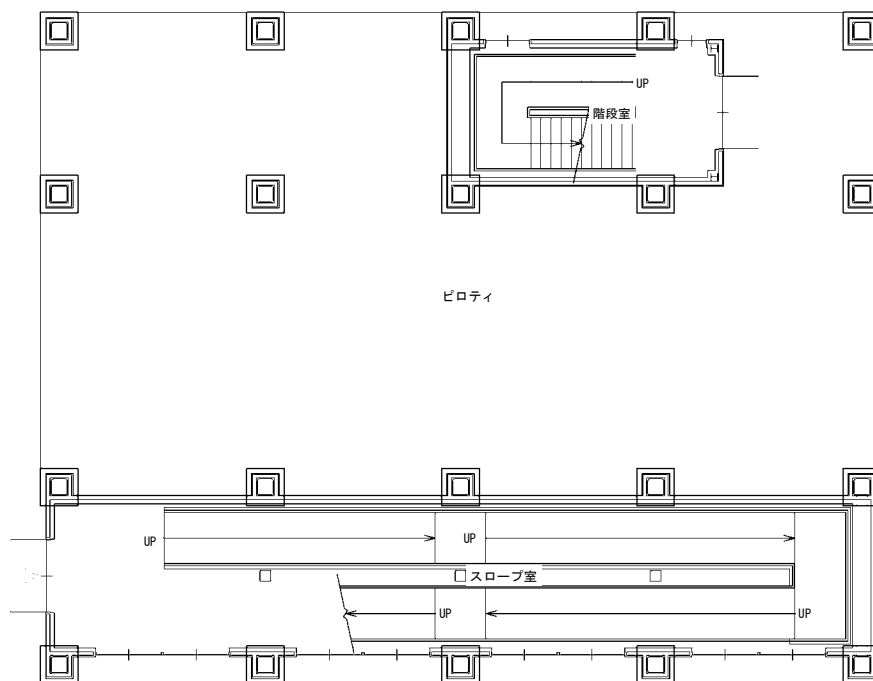


付近見取図

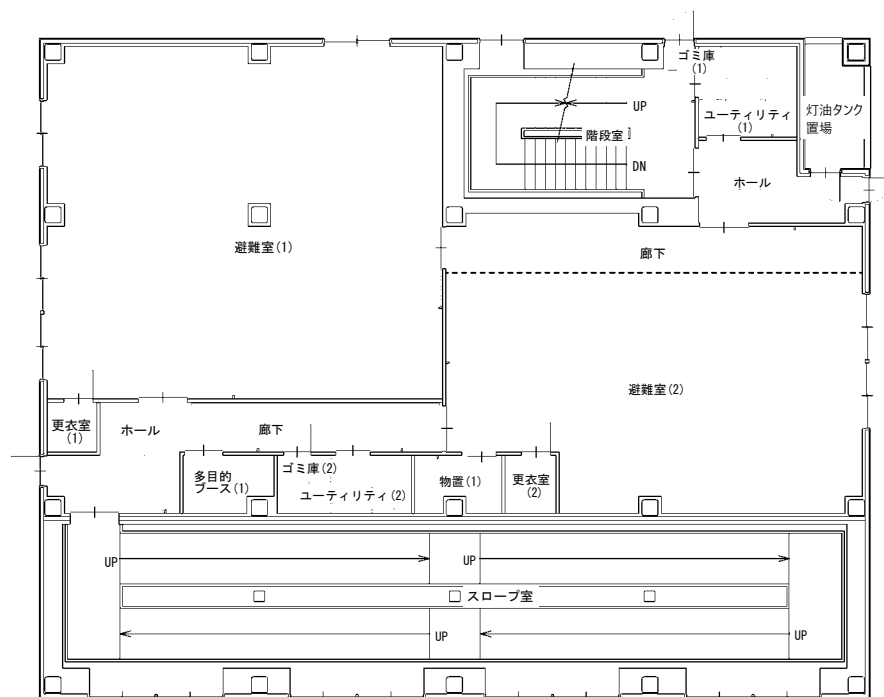


配置図

大楽毛津波避難タワー整備事業建築主体工事

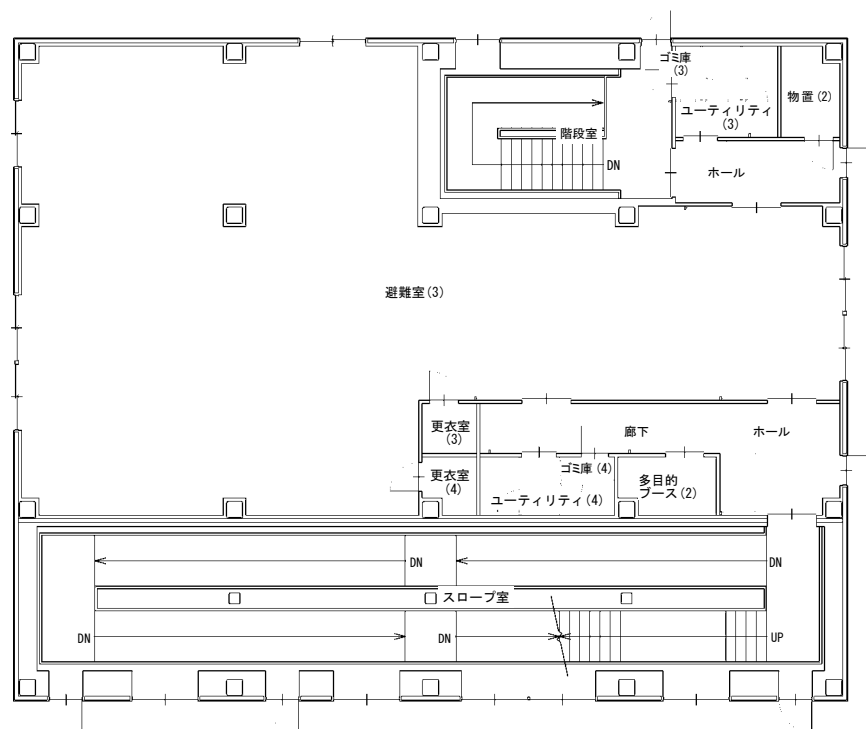


1 階平面図

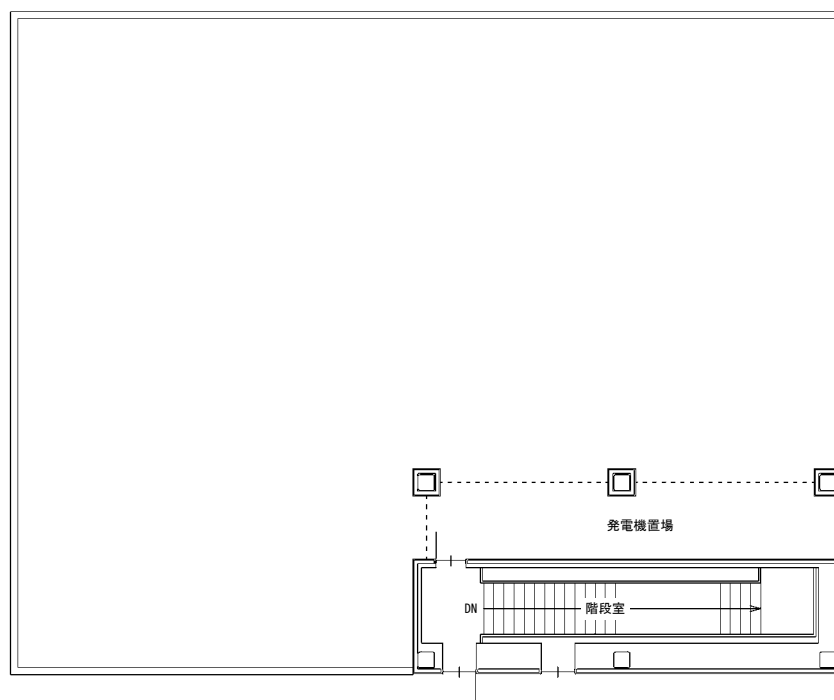


2 階平面図

大楽毛津波避難タワー整備事業建築主体工事



3 階平面図



4 階平面図

大楽毛津波避難タワー整備事業建築主体工事

議案第 89 号

釧路市湿原展望台の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

記

1 公の施設の名称

釧路市湿原展望台

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

ノーザンミツワ株式会社

釧路市鳥取南 5 丁目 12 番 5 号

3 指定管理者の行う業務

- (1) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
- (2) 施設の入館料の収受に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

4 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 9 月 3 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

釧路市湿原展望台の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を得たく、本案を提出するものである。

(参 考)

地 方 自 治 法 抜 粋

(公 の 施 設 の 設 置 、 管 理 及 び 廃 止)

第 2 4 4 条 の 2 (1 、 2 項 略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(4 、 5 項 略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以 下 略)

釧 路 市 公 の 施 設 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 の 手 続 等 に 関 す る 条 例 抜 粋

(指 定 管 理 者 の 指 定 の 議 決 事 項)

第 6 条 第 5 条 第 1 項 の 議 決 に 係 る 議 案 に は 、 次 に 掲 げ る 事 項 を 明 示 す る も の と す る 。

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
- (2) 指定管理者に管理を行わせようとする業務の範囲
- (3) 指定管理者となるものの名称及び主たる事務所の所在地
- (4) 指定管理者の指定の期間

議案第 90 号

釧路市音別地域交流拠点施設の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

記

1 公の施設の名称

釧路市音別地域交流拠点施設

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

音別町商工会

釧路市音別町本町 1 丁目 5 1 番地

3 指定管理者の行う業務

- (1) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
- (2) 多目的室の利用の承認及び利用に係る料金の収受に関する業務
- (3) 富貴紙漉^すきの体験に係る申請の受付及び体験に係る料金の徴収に関する業務
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) その他市長が定める業務

4 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 9 月 3 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

釧路市音別地域交流拠点施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を得たく、本案を提出

するものである。

議案第 9 1 号

生涯学習部の所管する公の施設の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

記

議 決 事 項	公の施設の名称	左欄に掲げる公の施設について 指定管理者の行う業務
	指定管理者の名称及び主たる事務 所の所在地	
	指定期間	
1	釧路市生涯学習センター、釧路市 立美術館及び釧路市民文化会館	(1) 施設の使用の承認に関する業務 (2) 施設の設置目的を達成するための事業の実 施に関する業務 (3) 施設の使用料の収受に関する業務 (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (5) レストラン、喫茶店及び売店の管理運営に 関する業務 (6) その他教育委員会が定める業務
	釧路市生涯学習センター・釧路市 立美術館・釧路市民文化会館指定 管理者業務釧路市民文化振興財団 、北海道共立コンソーシアム 釧路市幣舞町 4 番 2 8 号	
	令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで	
2	釧路市こども遊学館	(1) 施設の利用の承認に関する業務 (2) 施設の設置目的を達成するための事業の実 施に関する業務 (3) 施設の観覧料の収受に関する業務 (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (5) 利用者サービススペースの管理運営に関す る業務 (6) その他教育委員会が定める業務
	特定非営利活動法人こども遊学館 市民ステージ 釧路市幸町 1 0 丁目 2 番地	
	令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで	
3	釧路市北斗遺跡ふるさと歴史の広 場	(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (2) その他教育委員会が定める業務
	協和総合管理株式会社釧路支社 釧路市共栄大通 6 丁目 1 番 4 号	
	令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで	

4	釧路市阿寒湖畔スポーツ広場	(1) 施設の利用の承認に関する業務
	阿寒観光汽船株式会社 釧路市阿寒町阿寒湖温泉 1 丁目 5 番 2 0 号	(2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
	令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで	(3) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (5) その他教育委員会が定める業務

令和 8 年 9 月 3 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

生涯学習部の所管する公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を得たく、本案を提出するものである。

議案第 9 2 号

令和 7 年度釧路市各会計決算認定の件

令和 7 年度釧路市各会計歳入歳出決算（病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、公設地方卸売市場事業会計及び港湾整備事業会計の各決算を除く。）を、監査委員の意見を付けて認定を求める。

（決算書、決算説明書、主要施策成果報告書、財産に関する調書（明細書））、決算審査意見書 別添）

令和 8 年 9 月 3 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（参考）

地方自治法抜粋

（決算）

第 2 3 3 条 （ 1 、 2 項 略 ）

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

（ 4 項 略 ）

5 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

（ 6 、 7 項 略 ）

（基金）

第 2 4 1 条 （ 1 ～ 4 項 略 ）

5 第 1 項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第 2 3 3 条第 5 項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

（以下 略）

地方自治法施行令抜粋

（決算）

第 1 6 6 条 （ 1 項 略 ）

2 地方自治法第 2 3 3 条第 1 項及び第 5 項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書

とする。
(3 項 略)

議案第 93 号

令和 7 年度釧路市病院事業会計決算認定の件

令和 7 年度釧路市病院事業会計決算を、監査委員の意見を付けて認定を求める。

(決算書、決算審査意見書 別添)

令和 8 年 9 月 3 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(参考)

地方公営企業法抜粋

(決算)

第 30 条 (1～3 項 略)

- 4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後の最初の定例日（同条第 6 項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

(以下 略)

議案第 9 4 号

令和 7 年度釧路市水道事業会計決算認定の件

令和 7 年度釧路市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて認定を求める。

(決算書、決算審査意見書 別添)

令和 8 年 9 月 3 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

議案第 95 号

令和 7 年度釧路市工業用水道事業会計決算認定の件

令和 7 年度釧路市工業用水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて認定を求める。

(決算書、決算審査意見書 別添)

令和 8 年 9 月 3 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

議案第 96 号

令和 7 年度釧路市下水道事業会計決算認定の件

令和 7 年度釧路市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて認定を
求める。

(決算書、決算審査意見書 別添)

令和 8 年 9 月 3 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

議案第 97 号

令和 7 年度釧路市公設地方卸売市場事業会計決算認定の件

令和 7 年度釧路市公設地方卸売市場事業会計決算を、監査委員の意見を付けて認定を求める。

(決算書、決算審査意見書 別添)

令和 8 年 9 月 3 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

議案第 98 号

令和 7 年度釧路市港湾整備事業会計決算認定の件

令和 7 年度釧路市港湾整備事業会計決算を、監査委員の意見を付けて認定を求める。

(決算書、決算審査意見書 別添)

令和 8 年 9 月 3 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

議案第 99 号

教育長の任命について同意を求める件

次の者を、釧路市教育委員会教育長に任命いたしたいので、議会の同意を得たい。

記

氏 名

令和 8 年 9 月 3 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(参 考)

地 方 教 育 行 政 の 組 織 及 び 運 営 に 関 す る 法 律 抜 粋

(任 命)

第 4 条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(2 ～ 5 項 略)

(任 期)

第 5 条 教育長の任期は 3 年とし、委員の任期は 4 年とする。(以下 略)

議案第 1 0 0 号

教育委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を、釧路市教育委員会委員に任命いたしたいので、議会の同意を得たい。

記

氏 名

令和 8 年 9 月 3 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(参 考)

地 方 教 育 行 政 の 組 織 及 び 運 営 に 関 す る 法 律 抜 粋

(任 命)

第 4 条 (1 項 略)

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(3 ～ 5 項 略)

(任 期)

第 5 条 教育長の任期は 3 年とし、委員の任期は 4 年とする。（以下 略）

議案第 101 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を、釧路市固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたいので、議会の同意を得たい。

記

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

令和 8 年 9 月 3 日 提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(参 考)

地 方 税 法 抜 粋

(固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 の 設 置 、 選 任 等)

第 4 2 3 条 固 定 資 産 課 税 台 帳 に 登 録 さ れ た 価 格 に 関 す る 不 服 を 審 査 決 定 す る た め に 、 市 町 村 に 、 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 を 設 置 す る 。

(2 項 略)

3 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 の 委 員 は 、 当 該 市 町 村 の 住 民 、 市 町 村 税 の 納 税 義 務 が あ る 者 又 は 固 定 資 産 の 評 価 に つ い て 学 識 経 験 を 有 す る 者 の う ち か ら 、 当 該 市 町 村 の 議 会 の 同 意 を 得 て 、 市 町 村 長 が 選 任 す る 。

(4 、 5 項 略)

6 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 の 委 員 の 任 期 は 、 3 年 と す る 。 (以 下 略)

議案第 8 4 号 市道路線の認定の件 正誤表

訂正箇所	誤	正
6 1 頁 表 路線番号の欄	1581	1690
6 1 頁 下から 1 0 行 目	1 5 8 1 号	1 6 9 0 号
6 2 頁 図面 右上及び認定 路線上段		

